

広陵町第3期障がい者計画

● 概要版 ●



平成30年3月

広陵町

計画の趣旨

広陵町(以下、「本町」という。)では、平成21年度からの9年間を計画期間とする「広陵町第2期障がい者計画」を策定し、『みんなでふれあい・支えあい、ともに暮らせる住みよいまち』の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障がい福祉施策に取り組んできました。

国においては、「障がい者基本法」や「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障がい者差別解消法」という。)の法整備のほか、平成28年に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障がい者総合支援法」という。)が改正され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。

平成30年に一部改正となる「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障がい者が自らの望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障がい児とその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

「広陵町第2期障がい者計画」は平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第3期障がい者計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6か年とします。

	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
広陵町 障がい者計画 (本計画)	← 第3期 →					
広陵町 障がい福祉計画	← 第5期 →			← 第6期 →		
広陵町 障がい児福祉計画	← 第1期 →			← 第2期 →		

基本理念

障がい者が生涯を通じて いきいきと暮らせるやさしいまち



障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らすことができるやさしいまちの実現をめざします。

基本目標

1 日々の暮らしを支えるまち

障がい者やその家族が安心して地域で生活ができるよう、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた相談支援体制やケアマネジメント体制の充実等に努めます。

2 生涯を通じて暮らせるまち

障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス提供体制の充実に向けた施策を展開します。また、退院可能な入院患者の退院を促進するための体制の構築や、障がい児や発達に課題のある子ども一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育の充実を図ります。

3 安全・安心なまち

障がい者が、日常生活において安全で安心な生活ができるよう、防犯対策や交通・移動対策に取り組むとともに、災害時の支援体制の整備や生活環境の整備を進め、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

4 自立した生活を支えるまち

働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、雇用の確保や就労における支援体制の強化・推進に努めます。

さらに、スポーツ・文化芸術活動等、地域における様々な活動を展開し、社会参加を促す取り組みを推進します。

5 ともに支え合うやさしいまち

障がい者の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの生活の様々な場面において、障がいを理由とした差別や権利・利益の侵害がないよう、住民が常に人権を尊重する心を持ち、互いに理解を深めながらともに支え合い、助け合えるような環境づくりを進めます。

施策の体系



基本理念

基本目標

施策の展開

障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち

1
日々の暮らしを支えるまち

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) ボランティアの育成

2
生涯を通じて暮らせるまち

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健・医療サービスの提供
- (3) 教育・療育の充実



3
安全・安心なまち

- (1) 日常生活における安全・安心の確保
- (2) 災害時の安全・安心対策の強化
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4
自立した生活を支えるまち

- (1) 雇用と就労・就労定着の推進
- (2) 社会参加の促進



5
ともに支え合うやさしいまち

- (1) 理解と啓発の促進
- (2) 差別解消及び権利擁護の推進

分野別施策の展開

1 日々の暮らしを支えるまち

(1) 情報提供の充実

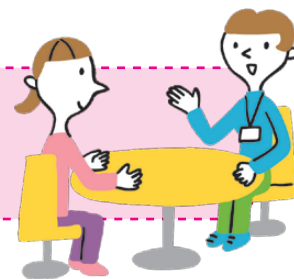
広報や窓口、ホームページ等あらゆる手段を用いて情報提供に努めるほか、各関係機関との連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。

- ① 制度、サービスや活動に関する情報提供
- ② 情報環境の整備

(2) 相談支援体制の充実

多様化かつ複雑化している相談内容に対応できるよう、相談支援体制の強化とともに、より相談しやすい環境を整備します。

- ① 相談窓口の一元化
- ② 相談事業者の育成・確保
- ③ 身近な相談場所の充実



(3) ボランティアの育成

ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティアの育成を推進します。

- ① 身近な地域での見守り
- ② ボランティアセンターの機能強化
- ③ ボランティア活動の条件整備
- ④ 関係団体の活動支援

2 生涯を通じて暮らせるまち

(1) 生活支援の充実

家族介護者への支援や福祉サービスの再整備、介護保険との連携に加え、障がい児に対する支援ニーズの増加に対応するため、サービスの充実・強化を図ります。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域移行の推進
- ③ 経済的自立の支援
- ④ 関係機関との協力体制の構築
- ⑤ 福祉人材の養成・確保
- ⑥ 家族介護者への支援

(2)保健・医療サービスの提供

必要なときに専門医療を受けられる医療体制や長期入院患者の地域移行を支援するための、地域における支援体制を整備します。

- ①医療・保健の充実
- ②早期発見・対応
- ③社会復帰への支援
- ④退院促進の支援
- ⑤精神疾患に関する広報・啓発

(3)教育・療育の充実

障がい福祉サービスや教育・療育体制をより一層充実させるとともに、新生児の訪問指導や健康相談等で障がいの疑いがある子どもを発見した場合は、保健所やこども家庭相談センター等と連携を図り対応します。

- ①早期発見・早期療育体制の充実
- ②保育・就学前後教育の充実
- ③相談支援の充実
- ④教育の充実
- ⑤支援者の専門性の向上
- ⑥障がいに対する理解促進
- ⑦学校施設の整備改善(施設と心のバリアフリー)



3 安全・安心なまち

(1)日常生活における安全・安心の確保

外出支援の充実と、犯罪に巻き込まれない体制づくりに取り組みます。

- ①交通・外出支援
- ②防犯対策の整備

(2)災害時の安全・安心対策の強化

地域における災害時の支援体制の整備に努めます。

- ①知識の普及・啓発
- ②災害時要配慮者への防災対策

(3)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリーに対応した施設の整備を進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

- ①住みよい福祉のまちづくり
- ②公共施設の整備
- ③道路の整備
- ④民間施設の整備



4 自立した生活を支えるまち

(1) 雇用と就労・就労定着の推進

企業等における障がい者の受け入れ体制の整備や、障がいに対する理解促進に努めるとともに、障がい者の安定的な就業生活の維持のために、企業や関係機関等と連絡調整を行い、きめ細やかな相談・支援体制を整備します。

- ① 就労の移行を進める支援策
- ② 雇用と福祉の連携
- ③ 職業相談機能の充実
- ④ 就労定着のための支援

(2) 社会参加の促進

障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習の推進に加え、施設におけるより一層のバリアフリー化の推進や誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの充実に努めます。

- ① 身近な生涯学習機会の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ スポーツ施設のバリアフリー化



5 ともに支え合うやさしいまち

(1) 理解と啓発の促進

障がいに対する理解促進のため、あらゆる啓発方法の検討及び福祉講座や講習会内容の充実を図り、住民が互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

- ① 障がいや障がい者に関する正しい理解と認識の啓発
- ② 学校教育における福祉教育の推進
- ③ 地域における福祉教育の推進

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の実施に加え、差別解消及び合理的配慮を推進することで、障がい者が生涯を通じて心豊かな生活を実現できるよう、取り組みを進めます。

- ① 障がい者差別解消法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の禁止
- ② 合理的な配慮の実施
- ③ 権利擁護の推進



計画の推進体制



1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして住民の参画が不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、関連各部署や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制をより充実します。また、全ての職員が各自の職務を遂行することができるよう、障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 当事者の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、本人やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

4 国・県・近隣市町村との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、近隣市町村と広域的な連携とネットワークの強化を図り、計画を推進します。

5 進捗状況の把握

計画に定める事項の進捗状況については、定期的に点検及び評価を行うとともに、広陵町障がい者施策推進協議会に報告し、必要があると認められるときは計画の見直しを行うなど、着実な計画の推進に努めます。

広陵町第3期障がい者計画〈概要版〉

発行年月：平成30年3月 発行：広陵町福祉部社会福祉課

〒635-0821 広陵町大字笠161番地2

TEL：0745-55-6771 FAX：0745-54-5324